

令和3年度 帰省・外泊の特別許可について

2021.4.16 川崎医科大学附属高等学校

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本校の「令和3年度新型コロナウイルス感染防止のための行動ルール」において、当分の間、帰省・外泊を原則禁止としています。病気治療等やむを得ない特別な事情により帰省・外泊が必要になる場合もあります。つきましては、保護者からの特別な事情による申し出があった場合、次の項目を基準として検討し許可する事があります。

生徒が感染し帰寮した場合には、寮内でのクラスターの発生が懸念されますので、帰省・外泊中は、保護者の責任において感染防止対策を厳重に行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症の全国および地域の感染状況やインフルエンザの流行等により、許可しないことがあります。今後、3年生の受験がある12月は許可しないなどの対応をお願いする場合があります。

記

- 1 学期中の帰省・外泊は、病気治療等やむを得ない事情の場合のみとし、原則として1か月に1回程度としてください。
- 2 出寮の時間は、原則として土曜日の補習終了後から日曜日の17時までとし、日曜日の夕食は食堂で喫食するようにしてください。(土日とも欠食調査はしていません。)
- 3 帰省の場合は、できるだけ保護者の自家用車等で移動するようにし、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、感染防止対策を徹底してください。
- 4 外泊の場合は、原則として岡山県内の宿泊で、保護者同伴の場合とします。また、宿泊場所を事前に届け出てください。
- 5 移動に際しては、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗い、消毒などに努めるようお子様をご指導ください。
- 6 3密の状態は勿論、混雑した場所等は避け、原則として食事は家族のみとしてください。また、行動履歴等を記録しておいてください。
- 7 希望がある場合には、事前に担任・舎監等と相談し、希望日の1週間前を目途に、別紙様式により各寮舎監まで申請してください。可否については、各寮舎監から連絡します。
- 8 多くの生徒が、学期中の帰省・外泊をせず頑張っていることを踏まえ、他の生徒に配慮した行動をとるよう、また、帰寮後の感染防止対策を徹底するよう、お子様をご指導ください。
- 9 この定めによる帰省・外泊は、令和3年5月15日(土)から運用します。それまででやむを得ない場合は、別途ご相談ください。
- 10 参考事項
 - (1) 「行動ルール」Ⅱ2(1)の生徒の外出は、「土日のどちらかで、2～4時間程度の外出」を週末毎に判断して許可しています。
 - (2) 「行動ルール」Ⅱ2(2)の保護者の来寮は、当分の間、できるだけご遠慮ください。

[男子・女子]寮舎監 宛 (FAX.086-462-7444)

校 長	教 頭	舎 監 長	教務課長	生徒課長	学年主任・担任	舎 監
		審査・保管	校内調整等	校内調整等	審査・調整	受付・連絡

「新型コロナウイルス感染症防止のための行動ルール」適用中の
帰省・外泊の特別許可申請書

令和 年 月 日

川崎医科大学附属高等学校長 殿

年 組

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

標記の特別許可を次の通り申請します。

帰省・外泊中の行動については、「行動ルール」や「特別許可」の定めを遵守するとともに、保護者が責任を持って、生徒の感染防止対策を厳重に行います。

記

帰省・外泊の区分	帰 省 ・ 外 泊 (どちらかに○)	
期 間	月 日() 時 分 ~ 月 日() 時 分	
理 由		
帰省先等	住 所	
	送迎者	
外泊先等	宿舎名	
	住 所	
	同伴者	
移動方法		
特記事項	緊急時連絡先等	

- * 事前に担任・舎監と相談し、予定日の1週間前を目途に各寮舎監までFAX送信してください。(FAX.086-462-7444)
- * 土曜日の補習がある日の帰省・外泊は、原則として15時30分以降にしてください。
- * 可否については、舎監から電話連絡します。